

2015年10月1日

# 実 践 経 営 学 会 規 約

## 第1章 総 则

(名 称)

**第1条** 本会は、実践経営学会（以下「本会」という）と称する。

(本部、事務所)

**第2条** 本会の本部は会長の所属機関内に置く。本部事務局はこれとは別のところに置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的と基本的な方法)

**第3条** 本会は、経営学の立場から、企業等の経営をめぐる社会問題の解決、経営実践の進化、ならびにそれを土台とした普遍的な経営理論の形成ないしは経営学の発展に貢献することを目的とする。

2 前項の目的を達成するために、「経営の現場を重視した、理論と実務の調和した実践的研究」を行うことを旨とする。

(事 業)

**第4条** 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 会員の研究の発表及び討議ならびに相互研鑽と情報交換等を目的とした全国大会及び支部会の開催。
  - ② 学会本部と会員をつなぐ情報紙『実践経営学会会報』の発行
  - ③ 全国大会における研究報告論文集『実践経営学研究』の発行
  - ④ 査読論文を主体とした機関誌『実践経営』の発行
  - ⑤ ホームページによる本会の情報の内外へ発信
  - ⑥ 広く社会に向けての時宜に適した講演会等の開催
  - ⑦ 学会賞の選考と授与等による会員の業績の顕彰
  - ⑧ 内外の学会及び経営に関する諸団体との経営情報、学術理論等に関する交流
- その他、本会の目的を達成するために適當と認められる事業

## 第3章 会 員

(会員の種類)

**第5条** 本会の会員は、通常会員、顧問、名誉会員、在外会員、特別在外会員、プラチナ会員の5種とする。

[1] 通常会員

[2] 名誉会員

- ① 本会に長年にわたって在籍し、会の発展に特に貢献のあった会員。
- ② 推举の基準と方法については常任理事会決定事項とし別に内規を定める。
- ③ 理事の選挙権及び被選挙権はこれを有しない。
- ④ 年度会費及び大会参加費の支払いは免除される。ただし、報告・掲載等に必要な費用の負担は求められる。

[3] プラチナ会員

- ① 会員歴20年以上で、73歳以上の会員で希望する者。
- ② プラチナ会員の決定は常任理事会において行われる。
- ③ 年度会費及び大会参加費の支払いは免除される。
- ④ 理事の選挙権及び被選挙権はこれを有しない。
- ⑤ 全国大会における研究報告、機関誌等への投稿をすることができる。

[4] 在外会員

- ① 日本国内で会員であった者が、海外に居を移しても、なお会員に留まることを希望する会員。
- ② 通信、その他のサービスは原則としてWEBを通して利用できる範囲とする。
- ③ 年度会費は徴収されない。
- ④ 理事の選挙権及び被選挙権はこれを有しない。
- ⑤ 全国大会における研究報告、機関誌等への投稿をすることができる。ただし、報告・掲載等に必要な費用の負担は求められる。

[5] 特別在外会員

- ① 日本国外に居住し、優れた研究業績等を有し、入会を認めることで、当学会の知名度の向上、イメージアップ、研究活動の活性化等に寄与することが、常任理事会において認められた外国人研究者。
- ② 推举の基準と方法については常任理事会決定事項とする。
- ③ 理事の選挙権及び被選挙権はこれを有しない。
- ④ 年度会費及び大会参加費の支払いは免除される。

(入会及び退会)

**第6条** 入会を希望する者は、所定の申込書に必要事項を記載し、会員2名の推薦を得て、本部事務局（jsam.headoffice2@gmail.com）に提出するものとする。

- 2 薦人になれる資格は、本会在籍 3 年を経て、かつ推薦年度を含む年度までの年度会費に未納分がないこと。但し、推薦時において大学院生(社会人大学院生を含む)である者は、推薦人になることはできない。
- 3 入会申込みの審査は理事会または常任理事会において行う。
- 4 年度会費の納入完了の日をもって正式入会とし、会員名簿に登録される。
- 5 退会は常任理事会へ退会届を提出し、審議を経て承認される。ただし、会費その他に未納がある場合には、原則として完納を求められる。本人死亡の場合には、家族あるいは所属機関に対する確認により退会が決定される。
- 6 3 年以上連續して会費を滞納した会員は、常任理事会において審議の上、自然退会となり、原則としてその後の再入会は阻まれる。

(入会資格基準)

**第7条** 入会資格は、次の各号の一に該当する者とする。

- 1 大学・大学院若しくは研究機関に所属する教員・研究者
- 2 大学院生
- 3 組織の経営・管理に関する相当の実務経験を有し、経営学研究の進化に貢献が期待される研究実績を有する者。
- 4 その他、実践経営の研究に貢献が期待される者

(会員の義務)

**第8条** 会員は、別に定める本会会費を毎年納めなければならない。

- 2 会員は全国大会及び支部会の開催と運営、及び論文査読等の会務について、必要な協力をしなければならない。
- 3 本会の名誉あるいは信用を著しく傷つけることがあった会員、本会が定める『研究者倫理綱領』に触れる行為があった会員、及びあらゆる場面において、他の会員の人権を尊重しない言動があった場合には、常任理事会において調査、審議の上、除名されることがある。除名者名は、会報ないしは総会において報告される。
- 4 プラチナ会員、在外会員及び特別在外会員が、全国大会及び支部研究会に参加する際に支払う参加費は、その都度、常任理事会が決定する。

(会員の権利と権利行使のための資格)

**第9条** 会員は、以下の権利を有する。

- ① 会員総会に参加し、意見を述べること。
- ② 全国大会及び支部会に参加すること。
- ③ 全国大会及び支部会で研究成果を発表すること。
- ④ 学会賞に応募すること。

- ⑤ 機関誌、会報の提供を受けること。
  - ⑥ 理事選挙に参加し投票すること。
  - ⑦ 理事に選ばれること。
2. 会員が前項の権利を行使するには、権利を行使する事項の前年度末までに、年会費を納付済みであることを要件とする。
3. 本条の規程は通常会員に適用し、名誉会員、在外会員1、在外会員2及びプラチナ会員については、第5条によるものとする。

## 第4章 機 関

(役 員)

### 第10条 本会に次の役員を置く。

- ① 会長 1名  
本会を代表し、実践経営学の発展に寄与する。  
常任理事会を招集し、その議長となる。
- ② 副会長 1名  
会長によって指名される。日常的に会長を補佐し、事故あるときは、その職務を代行する。
- ③ 本部長 1名  
本会の会務を統理し、本会の発展に寄与する
- ④ 支部長・理事 8名  
支部の発展に寄与する。
- ⑤ 選挙による理事 19名以内とする。内、常任理事6名以内とする。
- ⑥ 監事 2名  
常任理事会によって決定され、理事会の承認を得る

(会長の職務)

### 第11条 会長は、本会を代表し、会務を統理する。

- 2 会長は理事の中から副会長を指名し、理事会の承認を得る。
- 3 会長は、常任理事会及び理事会を招集し、その議長となる。

(副会長の職務)

### 第12条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(常任理事の職務)

### 第13条 常任理事は、会長・副会長及び事務局長とともに常任理事会を構成し、議事の審

決に参加し、その執行にあたる。

(理事の職務)

**第14条** 理事は、理事会の審決に参加するとともに、常任理事の執行を補佐する。

(監事の職務)

**第15条** 監事は、常任理事会及び理事会に出席して意見を述べることができる。監事は、会計監査並びに会務の執行を監査する。

(役員の選任)

**第16条** 理事は、会員の中から、選挙その他の方法で選出される。理事の選出に関する内規は、別に定める。

- 2 会長は、理事会において理事の中から選出される。
- 3 副会長は、理事の中から会長の指名により、理事会の承認を得て委嘱する。
- 4 常任理事は、理事会において理事の中から会長の指名により、理事会の承認を得て委嘱する。
- 5 監事は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 6 事務局長は、会長の指名により常任理事会の承認を得て委嘱する。

(役員の任期)

**第17条** 役員の任期は3年とし、再任を妨げない。

- 2 会長の再任は1度に限られるものとする。

(名誉職の設置)

**第18条** 本会は、名誉職として名誉会長及び顧問を置くことができる。名誉会長、顧問からは年度会費、大会参加費を徴収しない。理事の選挙権及び被選挙権は有しない。

- 2 名誉職は、会長が発議し、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

(会員総会の開催)

**第19条** 本会の最高議決機関として会員総会を置く。

- 2 総会は毎年1回開催しなければならない。
- 3 会長が、必要と認めるとき、または会費納入者の3分の1以上が、書面により議題を明示して総会の開催を請求したときは、会長は臨時総会を招集しなければならない。
- 4 総会は会長が招集し、その議長となる。

( 総会議決事項)

**第20条** 総会は次の事項を議決する。

- ① 本規約と理事選出規定の改正
  - ② 前年度の決算の承認
  - ③ 事業計画並びに予算
  - ④ 理事会より提議された事項
  - ⑤ その他、本会の目的達成に係わる重要な事項
- 2 総会の議決は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会)

**第21条** 理事会は、理事によって構成され、総会提議事項を審議する。理事会は会長が必要とするときに招集される。

(常任理事会)

**第22条** 常任理事会は、会長、副会長、常任理事及び事務局長によって構成され、本会の事業の執行について、その方針を審議し、決定する。但し、会長が必要とする場合、これらの構成員以外の参加を求めることがある。

2 常任理事会は、原則として四半期毎に開催される。

3 常任理事会に各種委員会を付設することができる。

## 第5章 会 計

(会計年度)

**第23条** 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終まる。

**第24条** 会費は、年度会費とし、別に定める金額を徴収する。

年度会費の額は、常任理事会において決める。

## 第6章 支部及び研究会

(支部の設置及び区域)

**第25条** 本会は、年次の全国大会の開催を補うことを目的として、適切な地に支部を置き、必要な活動を行うものとする。

- 2 新たに支部を設置し、あるいは既存の支部を改編しようとする場合には、理事会の承認を得るとともに、会報、HP、会員総会などにおいて周知するものとする。

(支部活動)

**第26条** 支部における活動は、支部を主体とした研究活動、研究発表活動、並びに会員相互の交流・親睦活動とする。これらの活動については、学会本部との密接な連携のもとに、会報、HP、郵便等の方法により、全会員に周知され、全国どこからでも参加できるものとする。

(支部役員)

**第27条** 支部には本部人事として支部長を置く。

- 2 支部長は支部登録の会員の動向を把握し、支部の発展に努めるものとする。
- 3 その目的のために、支部長は、会員の協力ならびに常任理事会の承認を得て、必要に応じて支部長代理、支部事務局長、支部幹事を置くことができる。

(個別課題研究会)

**第28条** 本会に、本学会会員をメンバーとして特定のテーマによる研究会を置くことができる。

- 2 研究会の設置を希望する者は、その目的、名称並びに責任者その他の役員、構成メンバー、開設時期、活動計画などを書面で会長宛に申請し、常任理事会の審査を経て、立ち上げができるものとする。
- 3 設置された研究会は、毎年度その活動結果を理事会並びに総会に報告しなければならない。

## **第7章 規約変更**

(規約変更)

**第29条** 本規約は総会の決定を得なければこれを変更することはできない。

## **附 則**

(施行)

本規約は、2015年10月1日から施行する。